会津美里町週休２日制工事実施要綱の一部を改正する訓令 新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （経費の補正）<br>第９条　週休２日制工事における経費の補正は、福島県農林水産部の農林水産部発注工事における「週休２日確保モデル工事」試行要領（令和元年６月14日付け元農第728号）に基づき、行うものとする。なお、福島県土木部週休２日等工事試行要領（令和６年３月19日付け５企技第1365号）に基づく補正は行わない。<br>２・３　（略） | （経費の補正）<br>第９条　週休２日制工事における経費の補正は、福島県土木部及び農林水産部の次の要領<br>に基づき、行うものとする。<br>（１）　福島県土木部週休２日等工事試行要領（令和６年３月19日付け５企技第1365号）<br>（２）　農林水産部発注工事における「週休２日確保モデル工事」試行要領（令和元年６月14日付け元農第728号）<br>２・３　（略） |